○農林水産省告示第八百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岩手県一関市大東町大原字八幡舘三の三、四二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字八幡舘三の三・四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岩手県北上市和賀町山口二三地割二四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

山口二三地割二四の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び北上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岩手県八幡平市曲田三八四の一、三八三の二六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

曲田三八四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び八幡平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村大字楢原字下夏内二六二一、二六二二、甲二六三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　島根県江津市松川町畑田六五一、六五二の続一、六六一の一、六六二の一、六六三から六六七まで、六六九の続一、六七〇、六七一、六七三、六七三の一、六七四、六七四の一、六七五、六七五の一、六七六、六七六の続一、六七八の一、六七八の二、六七九、六八〇、六八〇の続一、六八一、六八二、六八三の一、六八三の続一、六八四の一、六八四の二、六八五、六八五の一、六八六、六八六の続一、六八七、六八八、六八八の一、六八九、六九〇の一、六九〇の二、七四六、七四七、七四七の続一、七四八から七五〇まで、七五〇の一、七五一から七五四まで、一〇二九の一、一〇二九の二、一〇三二の一から一〇三二の五まで、一〇三五から一〇三七まで、一〇三七の一、一〇三八、一〇三八の一、一〇三九、一〇四〇の一、一〇四〇の内一、一〇四〇の二、一〇四〇の四、一〇四〇の五、一〇四〇の八、一〇四〇の一〇、一〇四〇の一一、一〇五九の二、一〇五九の三、一〇六〇の一、一〇六〇の内一、一〇六〇の二、一〇六〇の三、一〇六〇の五から一〇六〇の八まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　島根県益田市赤雁町ロ二八の二、ロ三五八の一、ロ三五八の二、ロ三五九の一、ロ三五九の二、ロ三六〇からロ三六二まで、ロ七三四の一、ロ七三四の二、ロ七三四の六、ロ九一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月三日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岩手県八幡平市小屋畑一三七の一五、一三七の八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小屋畑一三七の一五・一三七の八五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。